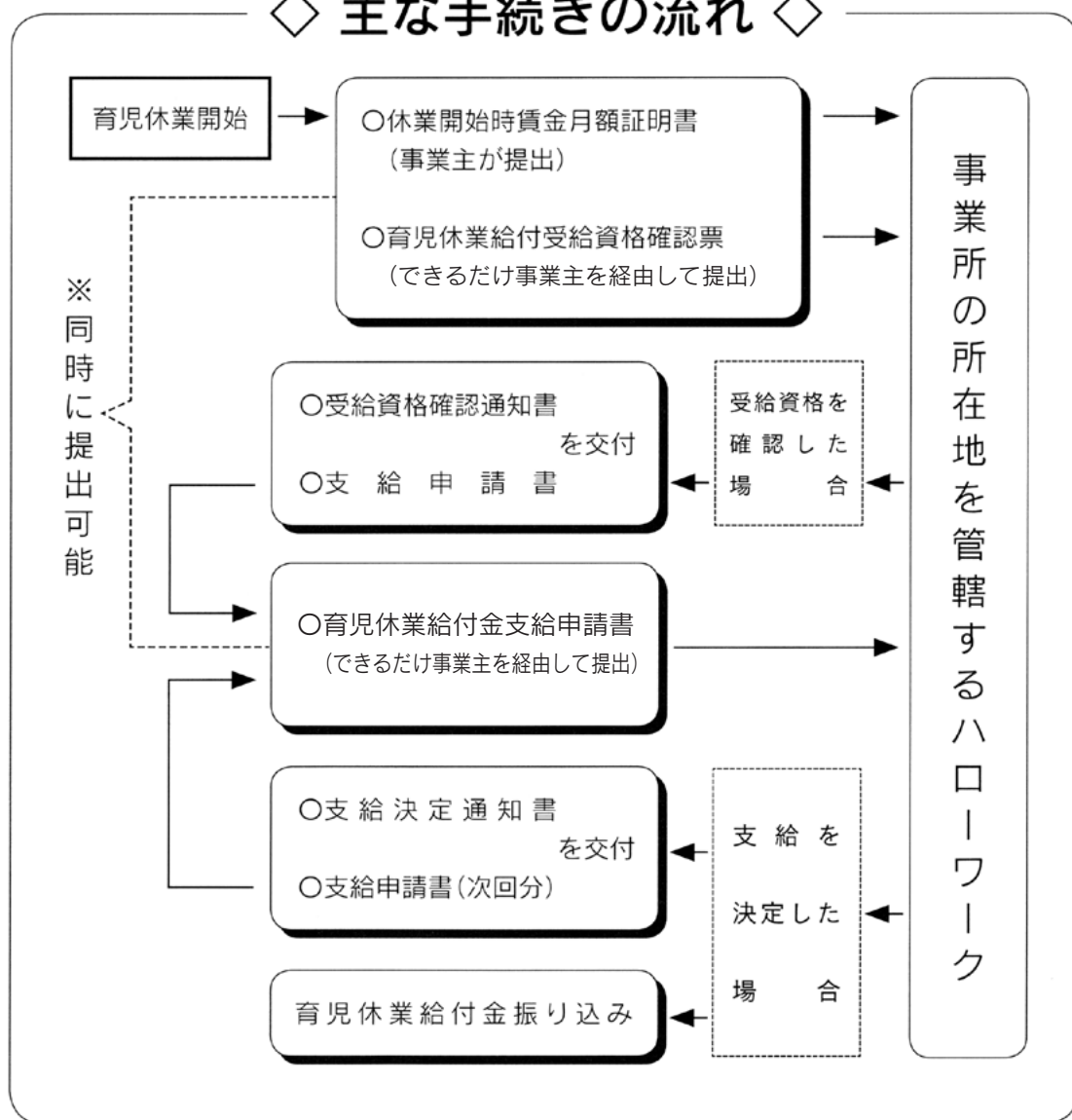


育児休業給付金 受給資格者のしおり

◇ 主な手続きの流れ ◇



☆ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。



はじめに

1. この「しおり」は、これからあなたが受給する雇用保険の育児休業給付金の概要や受給に必要な手続きなどについてまとめたものです。
2. この「しおり」をよく読んで、制度を正しく理解するとともに、受給手続きに誤りのないよう十分注意してください。
3. 支給限度額等については、毎年8月1日に変更されますので、ご注意願います。
また、この「しおり」は、令和6年10月1日現在の内容で掲載していますが、雇用保険法等の改正により内容が変更されることがありますので、ご利用の際にご留意ください。
4. わからないことについては自分だけで判断しないで、遠慮なくハローワーク職員にお尋ねください。

も

く

じ

◎ 2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります	1
◎ 保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について ～ 2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～	3
1 育児休業給付とは	5
2 育児休業給付金の支給要件は	5
3 育児休業給付金の支給を受けることができる期間は	6
1. 支給期間は	
2. 支給対象期間の延長について	
4 育児休業の分割取得について	8
5 育児休業給付金の支給額は	9
6 育児休業給付金の支給手続きについて	10
1. 支給申請手続きについて	
2. 支給申請時期について	
3. 「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給について	
4. 支給対象期間の延長手続きについて	
7 支給決定後の通知について	13
8 支払方法について	14
9 受給資格者が被保険者資格を喪失したときは	14
10 受給中に本人が死亡したときは	14
11 不正受給を行ったときは	15
1. 不正受給とは	
2. 不正受給をした人は厳しい処分を受けます	
3. 事業主との連帯責任となる場合があります	
12 安定所長の行った処分に不服があるときは	15
13 主な手続き一覧	16
14 Q & A	17
資料 産後休業後の育児休業開始日早見表	18

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年 4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。
ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

● 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（*）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けられない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと
※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

* パパ・ママ育児プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について ～2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～

- 2025年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。
- 必要書類は、①**育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**、②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの**申込書の写し**、③**市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知**（詳細は裏面）の3点です。
- 市区町村に申し込みを行った日付や入所希望日については、次の要件を満たしている必要があります。

1. 市区町村への保育所等の入所申し込みは、子が1歳に達する日（*）までに行っていること
2. 入所希望日を、子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日付として入所申し込みを行っていること

（注）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

- **市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。**



保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

- **市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。**

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日（*）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日（*）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。なお、この例外は1歳6か月に達する日後の延長時には認められません。

例) 令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和8年2月及び3月入所の募集がなく、令和8年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

- ・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- ・入所申込書の写し
- ・市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※ 年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が1歳に達する日（*）の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

* パピ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

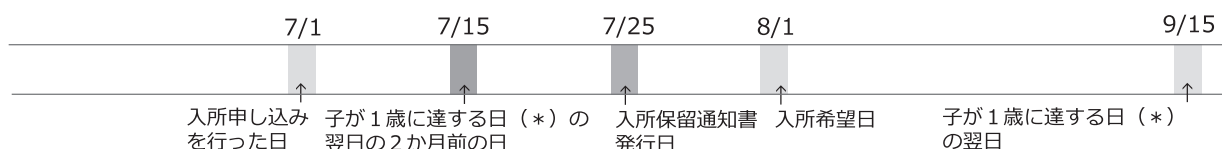
（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知

- 市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが延長の要件となります。
- 保育が実施されないことの確認は、「市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、保育所等における保育が当面行われなことが明らかとなる通知」で行います。
- 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。
 - ・ 発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
 - ・ 発行年月日上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が1歳に達する日（*）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

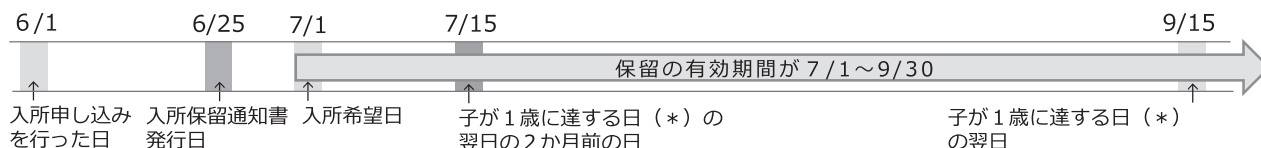
■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例

例①：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※ この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

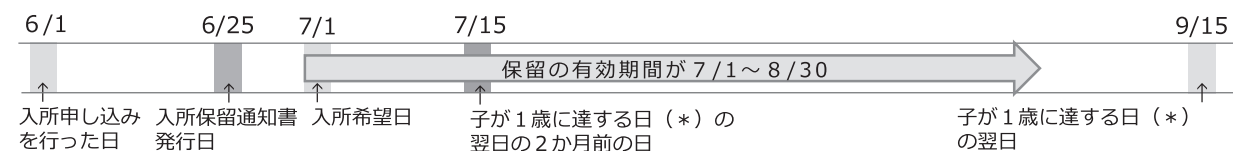
例②：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれている場合



※ この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例

例③：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれていない場合



※ この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込み必要があります。

* パパ・ママ育児プラス制度により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

(注1) 「子が1歳に達する日の翌日」とは「子の1歳の誕生日」のことです。

(注2) 1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）の翌日」を「子が1歳6か月に達する日の翌日」と読み替えてください。

1 育児休業給付とは

育児休業給付とは、被保険者（一般被保険者及び高年齢被保険者）の方が、**子の出生後8週間の期間内に合計28日を限度に出生時育児休業（産後/パパ育休・2回まで分割取得可）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。**

また、**1歳**（一定の要件を満たす場合は1歳2か月。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月または2歳。）**未満の子を養育するために、育児休業（2回まで分割取得可）を取得し、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。**

この「しおり」では、「育児休業給付金」について、ご案内しております。

2 育児休業給付金の支給要件は

育児休業給付金は、被保険者が**1歳または1歳2か月^{注1)}**（支給対象期間の延長（6頁の**3**2）に該当する場合は1歳6か月または2歳。）**未満の子を養育するために、次の条件を満たして育児休業を取得した場合に支給を受けることができます。**

- ① 育児休業又は産前休業等を開始した日の前2年間に、**賃金支払い基礎日数が11日以上ある月^{注2)}が12か月以上あること。**

なお、育児休業等を開始した日の前2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある月が12か月ない場合は、完全月で賃金支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として取り扱います。

- ② **各支給単位期間^{注3)}の初日から末日まで継続して被保険者であること。**
- ③ **各支給単位期間において、就業していると認められる日数が10日^{*}以下であること。**
※10日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間以下であること。

（育児休業終了等により、1か月に満たない支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、育児休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。この全日休業日には、日曜日・祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日も含まれます。）

- ④ **各月の賃金が、休業開始時賃金月額に比べ80%未満であること。**

期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は、上記に加え、同一事業主のもとで子が1歳6か月までの間（保育所における保育の実施が行われない等の理由により、子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その**労働契約**（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が**満了することが明らかでない場合に、育児休業給付金の支給対象となります。**

注1) 「パパ・ママ育休プラス制度」(父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長。)を利用する場合は、育児休業の対象となる子の年齢が原則1歳2か月までとなります。ただし、育児休業が取得できる期間(女性の場合は出産日以後の産後休業期間を含む。)は1年間です。

注2) 過去に基本手当の受給資格の決定を受けたことがある方については、基本手当の受給資格決定を受けた後のものに限ります。

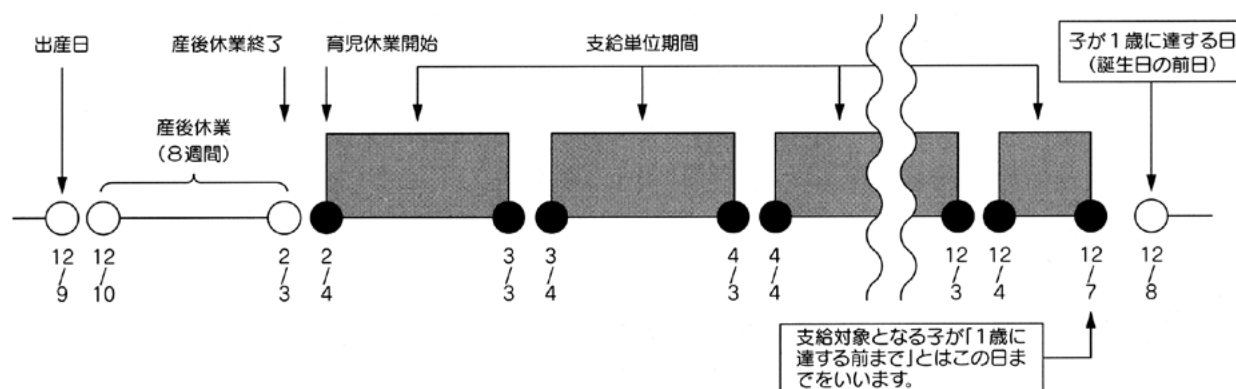
注3) 育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間(その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。)をいう。

*1 育児休業を開始する時点で、育児休業終了後に離職することが予定されている方は、支給対象となりません。

*2 支給対象は男女を問いません。

*3 育児休業給付金の支給を受けた場合は、当該育児休業給付金の支給を受けた期間については、雇用保険の基本手当及び高年齢求職者納付金の所定給付日数に係る算定基礎期間から除いて算定されることとなります。

〈例示〉産後休業に引き続き、子が1歳に達する前まで育児休業を行った場合



3 育児休業給付金の支給を受けることができる期間は

1 支給期間は

支給を受けることのできる期間は、産後休業経過後、育児休業開始日(産後休業の後引き続いて育児休業を取得した女性の場合、出産日から起算して58日目。なお、男性が育児休業を取得する場合は、配偶者の出産予定日又は出産日当日のいずれか早い日から対象とすることができます。)から育児休業終了日までの期間について、支給単位期間ごとに支給されます。

2 支給対象期間の延長について

保育所等における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間について、育児休業給付金の支給対象となります。さらに、保育所等における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が2歳に達する日前までの期間について、育児休業給付金の支給対象となります。手続き方法は11頁の「支給対象期間の延長手続きについて」をご覧ください。

【延長事由】

- イ. 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳または1歳6か月に達する日後の期間について、**当面その実施が行われない場合**

注) ここでいう保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

また、あらかじめ1歳または1歳6か月に達する日の翌日について、保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。

なお、保育所等による保育の申込み時期等については、各市町村にご確認願います。

イを理由とする延長手続きは、令和7年4月より必要書類および延長基準が変更となります。詳細については、1～4頁をご確認ください。

- ロ. 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳または1歳6か月に達する日後の期間について常態として**その子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合**

- a. 死亡したとき
- b. 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- c. 婚姻の解消、その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき
- d. 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間または産前休業期間及び産後休業期間）

- ハ. 当該被保険者の他の休業が終了した場合

- a. 当該子(A)に係る休業が、他の子(B)に係る産前産後休業または育児休業により終了し、その後、他の子(B)に係る休業が、当該他の子(B)の死亡または当該被保険者と同居しないこととなったことで終了したとき及び当該子(A)が1歳に達する日の翌日が当該他の子(B)に係る休業期間に含まれるとき
- b. 当該子に係る休業が、対象家族に係る介護休業により終了し、その後、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の解消、離縁等で当該介護休業が終了したとき

※ ハについては、上記の理由に限られます。

4 育児休業の分割取得について

同一の子について、原則2回の育児休業まで育児休業給付金の支給対象となります。

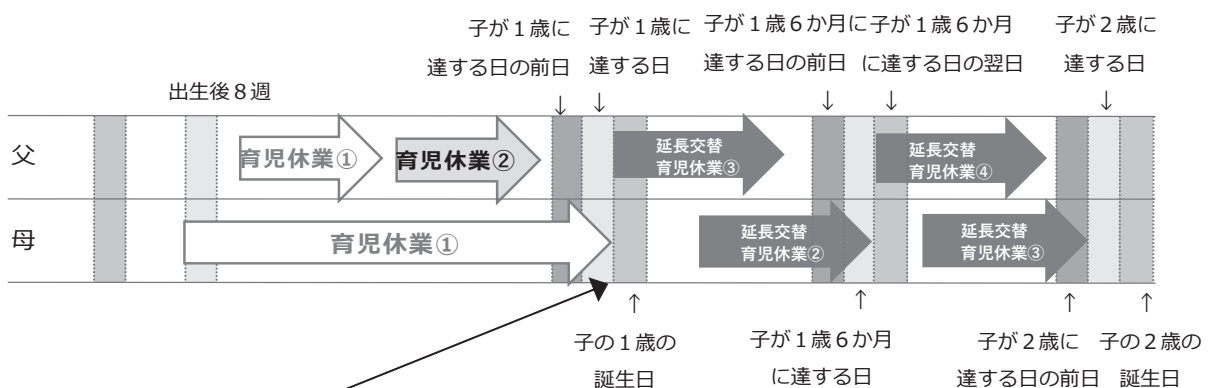
3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、以下の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。

- ① 別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
※ 当初の育児休業の申出対象である子が1歳6か月または2歳までの場合を含みます。
- ② 育児休業の申出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- ③ 育児休業の申出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- ④ 育児休業の申出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

※ 夫婦交替で育児休業を取得する場合の回数制限の例外について

育児休業の延長事由（7頁参照）があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合、1歳から1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間中、夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金の支給対象となります。

〈例〉 1歳未満の子について2回の育児休業をした後、延長事由に該当し、1歳に達する日後に夫婦交替で3回目以降の育児休業を開始する場合



1歳後の育児休業も夫婦1回ずつ延長交替でき、1歳から1歳6か月までの期間及び1歳6か月から2歳までの期間それぞれの期間において途中交替が可能です。

5 育児休業給付金の支給額は

支給額は、支給単位期間（1か月）当たり、原則として休業開始時賃金日額×支給日数の67%（ただし、育児休業開始から181日目以降は50%。出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。）です。

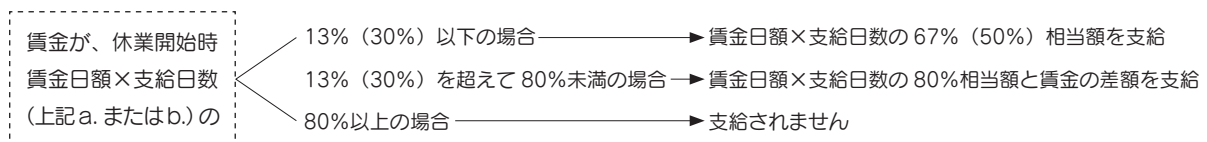
(1) 「支給日数」とは

- a. b以外の支給単位期間については30日です。
- b. 休業終了日の属する支給単位期間については、当該支給単位期間の日数です。

(2) 「賃金日額」は、事業主の提出する「休業開始時賃金月額証明書（票）」によって、原則育児休業開始前6か月の賃金を180で除した額です。

これに上記(1)の支給日数の30日に乗じることによって算定した「賃金月額」が470,700円を超える場合は、「賃金月額」は、470,700円となります。また、「賃金月額」が、86,070円を下回る場合は86,070円となります。なお、育児休業給付金の各支給単位期間ごとの支給額（原則、休業開始時賃金日額×支給日数の67%（50%））の上限額は315,369円（235,350円）となります。（この金額は、令和6年8月1日現在の額となります。）

(3) 支給単位期間中に賃金支払日がある場合で、支払われた賃金（育児休業期間のみを対象とした賃金）の額が休業開始時賃金日額×支給日数の13%（30%）を超えるときは、支給額が減額され、80%以上のときは、給付金は支給されません。



（例）休業開始時賃金月額が30万円の支給額は……

育児休業給付金の額（休業終了日の属する支給単位期間以外の、支給日数が30日となる支給対象期間（(1) a）の場合）

① 支給単位期間中に育児休業期間を対象とした賃金が支払われていない場合 $30万円 \times 67\%（50\%） = 20万1千円（15万円）$

② 休業開始時賃金月額の13%（30%）超80%未満の育児休業期間を対象とした賃金が支払われた場合 $30万円 \times 80\%（=24万円）$ から、支払われた賃金額を差し引いた額

※ 休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数とし、これを休業開始時賃金日額に乗じて得た額を賃金月額にあてはめて、支給額を計算します。

6 育児休業給付金の支給手続きについて

1 支給申請手続きについて

育児休業給付の受給資格の確認を受けたときは、次の手続きにより育児休業給付の支給を受けることができます。

提出書類	「育児休業給付金支給申請書」
添付書類	賃金台帳、出勤簿（タイムカード）など、支給申請書の記載内容を確認できる書類
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出時期	指定する支給申請期間（以下の2で説明）
提出者	事業主（または被保険者） ☆できるだけ事業主を経由して提出するようにしてください。

2 支給申請時期について

支給申請は、ハローワークが指定した支給申請期間中に行っていただきますが、原則として2か月に一回となります（支給申請期間については、「育児休業給付次回支給申請指定通知書」（事業主通知用）などに印字されています。）。

なお、同一の子について分割して育児休業を取得する場合、改めて受給資格の確認を行う必要はありませんが、育児休業給付受給資格確認票・（初回）支給申請書により申請いただきます。支給申請期間等、詳しくはハローワーク窓口にお尋ねください。

3 「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給について

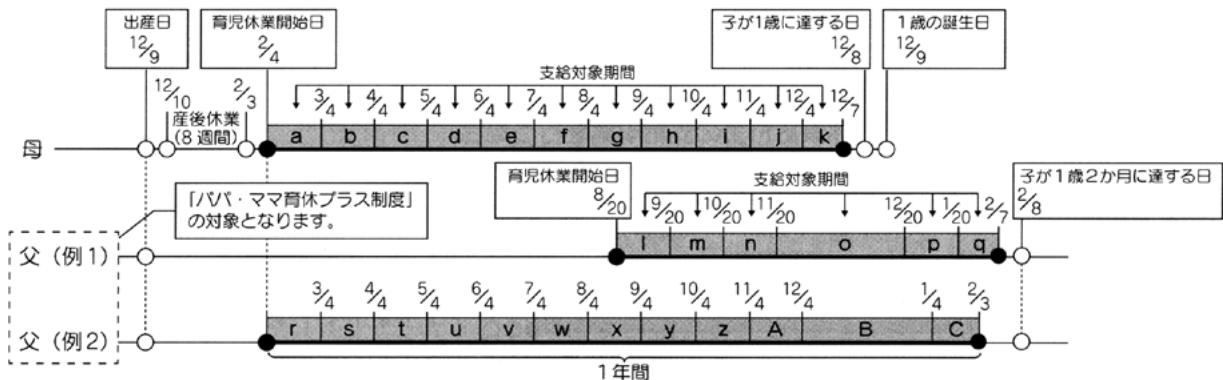
(1) 概要

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下a～cのいずれの要件も満たす場合に子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年（※）まで育児休業給付金が支給されます。

※ 出産日（産前休業の末日）と産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年です。父親の場合は、育児休業給付金を受給できる期間が最大1年となります。

- a 育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前である場合
- b 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合
- c 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること。

注) b、cの配偶者には、婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。また、配偶者が国家公務員、地方公務員等の公務員である場合も含みます。



(2) 申請方法

原則として子が1歳に達する日を含む支給対象期間までの支給申請時に、10頁の確認書類に加えて、下記書類を添付の上、必要事項を記載（「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」の場合は27欄と28欄、「育児休業給付金支給申請書」の場合は19欄と20欄）してください。

添付書類

- a 世帯全員について記載された住民票の写し等支給対象者の配偶者であることを確認できる書類
- b 配偶者の育児休業取扱通知書の写しまたは配偶者の疎明書等配偶者の育児休業の取得を確認できる書類（配偶者が雇用保険の育児休業給付を受給しており、支給申請書に配偶者の雇用保険被保険者番号の記載がある場合は、bを省略できますが、確認できない場合はbを提出してください。）

4 支給対象期間の延長手続きについて

育児休業の申出に係る子について1歳に達する日後の延長、1歳6か月に達する日後の延長について、それぞれ延長手続きが必要です。

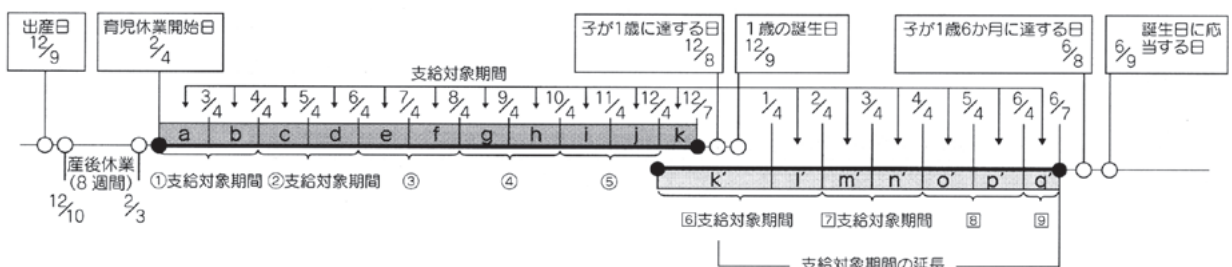
【手続きの方法】

子が1歳に達する日後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」を、18欄「支給対象となる期間の延長事由一期間」に必要な記載を行い、延長事由に該当することを確認することができる書類を添えて提出することが必要です。

- ①（子が1歳に達する日前の支給対象期間について）子が1歳に達する日以後最初に提出する際（下図においては、支給対象期間i及びj（⑤）について支給申請を行う際であって、子が1歳に達する日以後に支給申請書を提出する際）
- ② 子が1歳に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出する際（下図においては、支給対象期間i及びj（⑤）の支給申請の際に手続を行わなかった場合であって、支給対象期間kに延長に係る期間を含めて支給対象期間k'及びl'（⑥）として支給申請を行う際）

※ いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」の利用により、休業終了予定日とされた日が子の1歳に達する日以後である場合は、上記「1歳に達する日」を「休業終了予定日の翌日」として扱います。

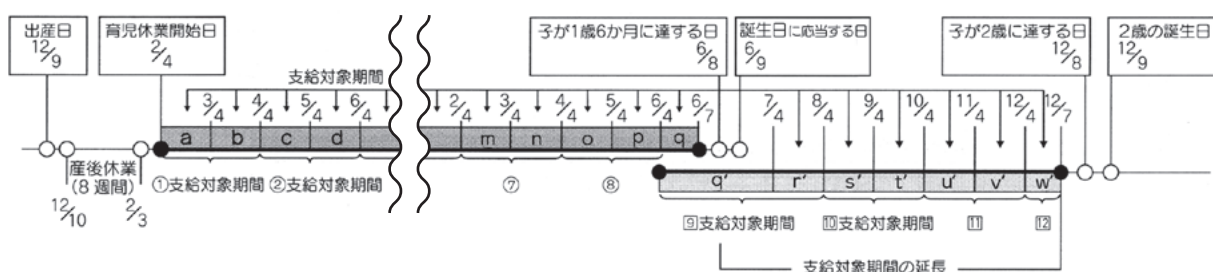
例）産後休業に引き続き育児休業を行い、支給対象期間の延長により子が1歳6か月に達する日の前日まで育児休業給付金の申請を行う場合



子が1歳6か月に達する日後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」を、18欄「支給対象となる期間の延長事由一期間」に必要な記載を行い、延長事由に該当することを確認することができる書類を添えて提出することが必要です。

- ①（子が1歳6か月に達する日前の支給対象期間について）子が1歳6か月に達する日以後最初に提出する際（下図においては、支給対象期間o及びp（⑧）について支給申請を行う際であって、子が1歳6か月に達する日以後に支給申請書を提出する際）
- ② 子が1歳6か月に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出する際（下図においては、支給対象期間o及びp（⑧）の支給申請の際に手続を行わなかった場合であって、支給対象期間qに延長に係る期間を含めて支給対象期間q'及びr'（⑩）として支給申請を行う際）

例）産後休業に引き続き育児休業を行い、支給対象期間の延長により子が2歳に達する日の前日まで育児休業給付金の支給申請を行う場合



【確認書類】

上記により支給対象となる期間の延長事由等を記載して支給申請書を提出する際には、10頁の確認書類に加えて、

「市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」 [7頁の【延長事由】イの場合]

※市役所から発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳」 [7頁の【延長事由】ロa及びcの場合]

「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等」 [7頁の【延長事由】ロbの場合]

「母子健康手帳」 [7頁の【延長事由】ロdの場合]

が必要となります。

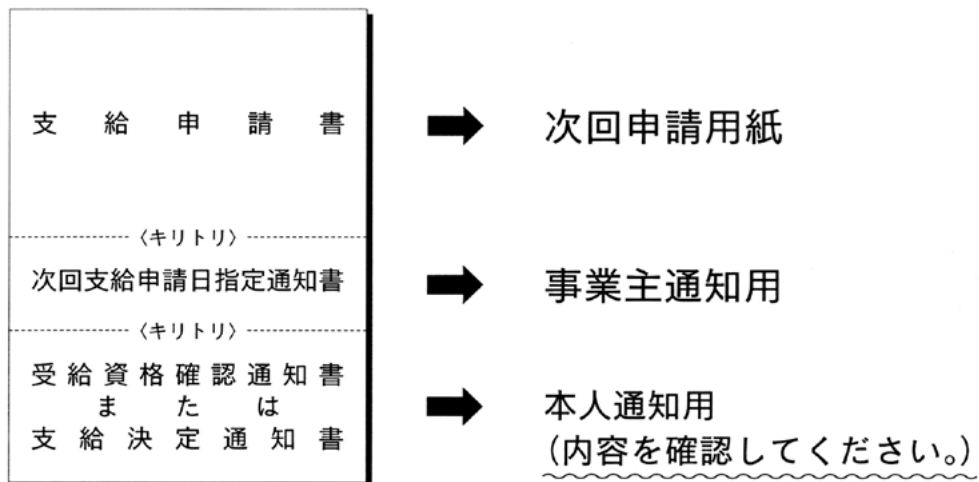
- ※ 保育所等の入所申込みを行い、第一次申込みで内定を得たにもかかわらず、これを辞退し、第二次申込みで落選した場合には落選を知らせる「保育所入所保留通知書」にこうした事実が付記されることがあります。こうした付記がされた「保育所入所保留通知書」が提出された場合は、内定を辞退した理由を確認し、やむを得ない理由（内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等に変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難であったこと等）がない場合には、育児・介護休業法に基づく適正な申出に当たらず、延長申請は認められません。

支給対象期間の延長手続きは、令和7年4月より必要書類および延長基準が変更となります。詳細については、1～4頁をご確認ください。

7 支給決定後の通知について

「育児休業給付金支給申請書」が提出されると、ハローワークにおいて支給の可否及び支給額の決定を行い、「育児休業給付金支給決定通知書」を交付しますので、事業主よりお受け取りください。

なお、この通知書の通知内容欄には、支給の可否、支給額、次回申請期間等が印字されていますのでご確認ください。



〈支給決定通知書の通知例〉

育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏 名	性別	生年月日	出産年月日	受給資格確認年月日	休業開始年月日
0301-001234-5	イワテ ハナコ	女	4-060706	5-060315	060714	060511
支給期間	賃金月額	賃金月額の67%	賃金月額の50%	支給済日数	支払方法	
060511-070313	189,810	127,172	94,905	0	1234001-1234567	

育児休業給付金を以下のとおり支給決定しましたので、口座振込します。

支給単位期間	就業日数	就業時間	賃金支払額	支給日数	支給率	支給金額
060711-060810	0日		0円	30日	67%	127,172円
060811-060910	0日		0円	30日	67%	127,172円
合計金額						254,344円

1. 次回支給対象期間 1 令和6年9月11日～令和6年10月10日
2 令和6年10月11日～令和6年11月10日
2. 次回支給申請期間 令和6年11月11日～令和7年1月31日(令和6年11月11日～令和6年12月31日)
- 支給単位期間その1についてのみ申請を行うこともできます。その場合の支給申請期間は()内の期間になります。

実際は交付日より
おおむね1週間後に
振り込まれます。

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号
交付 令和6年9月16日

〇〇公共職業安定所長

8 支払方法について

「受給資格確認票」または「払渡希望金融機関指定届」により指定された口座に振り込まれますので、初回の支給申請時まで指定してください。

金融機関は、必ず本人名義の普通預金口座を指定してください。

また、第1子同様に第2子の手続きをするなどのように、既に指定をしている方についてその口座を使用する場合は、あらためての指定は不要となります。

具体的には、「育児休業給付受給資格確認通知書」の支払方法欄が「指定届が必要です」と印字されている方は、指定が必要となります。

また、支給決定した日から指定された金融機関口座に給付金が入金されるまで、およそ5営業日（土日祝日等を除き、金融機関の営業日の5日目）かかりますので、あらかじめご了承ください。

※ 年末年始やゴールデンウィーク等、金融機関の休日が続く場合は、その分入金が遅れます。

9 受給資格者が被保険者資格を喪失したときは

育児休業給付の受給資格者が被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請期間の前であっても支給申請を行うことができる場合がありますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて「育児休業給付金支給申請書」を提出してください。

ただし、支給対象期間の途中で離職し、1日の空白もなく再就職（資格取得）した場合は、当該支給対象期間分の支給申請は再就職後の事業主を通じて行うこととなります。

なお、育児休業を開始する時点で、育児休業終了後に離職することが予定されている方は、支給の対象となりません。

10 受給中に本人が死亡したときは

育児休業給付の受給資格者が死亡した場合は、死亡したため支給申請できなかった育児休業給付について、遺族が支給申請を行うことができます。これを「未支給育児休業給付金」といいます。

この請求は、死亡した日の翌日から起算して6か月以内にしなければなりません。

11 不正受給を行ったときは

1 不正受給とは

本来は、育児休業給付の支給を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により育児休業給付を受け、または受けようとした場合（現実に育児休業給付を受けたか否かは問いません。）で、例えば次のような場合です。

- ① 偽りの記載をした賃金月額証明書、支給申請書等を提出すること。
- ② 各種の確認書類を偽造または改ざんして提出すること。
- ③ 出産日を偽って申告すること。

2 不正受給をした人は厳しい処分を受けます

- ① 不正の行為のあった日からは、育児休業給付の支給を受ける権利がなくなります。（支給停止）
- ② 不正な行為により支給を受けた金額は、全額を即時に返還しなければなりません。（返還命令）
- ③ さらに悪質な場合には、不正な行為により支給を受けた金額の2倍に相当する額以下の納付が命じられます（納付命令）。
すなわち、不正に受けた金額の3倍の納付が命じられます。
- ④ 不正に受給した日の翌日から延滞金が課せられます。また、それらの支払を怠ると財産の差押えが行われる場合があります。
- ⑤ 詐欺罪として告発され処罰されることもあります。

3 事業主との連帯責任となる場合があります

事業主が虚偽の申請書を提出した場合等は、事業主も連帯して返還命令等の処分を受けることとなります。

12 安定所長の行った処分に不服があるときは

安定所長の行った育児休業給付に関する処分（受給資格の否認、不支給の決定など）について不服がある方は、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手労働局雇用保険審査官（宮城労働局職業安定課内）に審査請求をすることができます。

所在地：〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地 仙台第4合同庁舎
電話：022（299）8061

13 主な手続き一覧

手続きを必要とするとき	手続きの時期	提出書類	添付書類
育児休業を開始したとき	育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日まで	○休業開始時賃金月額証明書 ○育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書	○月額証明書の内容が確認できる出勤簿、賃金台帳等 ○母子健康手帳等育児を行っている事実が確認できる書類
賃金月額80%を下回った月があるとき	下回った直後の指定申請期間内	○育児休業給付金支給申請書	○支給申請書の内容が確認できる出勤簿、賃金台帳等
死亡した受給資格者に代わって遺族の方が受給しようとするとき	死亡した日の翌日から6か月以内	○未支給失業等給付請求書	○死亡診断書等医師の証明書及び住民票等で請求者と死亡した者の続柄がわかる書類等
支給対象期間を延長するとき ①子が1歳に達する日後の延長の場合 ②子が1歳6か月に達する日後の延長の場合	①子が1歳に達する日以後最初に提出するとき、もしくは子が1歳に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出するとき ②子が1歳6か月に達する日以後最初に提出するとき、もしくは子が1歳6か月に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出するとき	○育児休業給付金支給申請書	○保育が実施されない場合は、市町村より発行された証明書等 ○配偶者の死亡または婚姻解消等の場合は、世帯全員の住民票写し、母子健康手帳 ○配偶者の負傷、疾病等の場合は、医師の診断書等 ○配偶者の産前産後休業等の場合は、産前産後休業に係る子の母子健康手帳

支給対象期間の延長手続きは、令和7年4月より必要書類および延長基準が変更となります。詳細については、1～4頁をご確認ください。

14 Q & A

Q1 離職を予定している場合は？

今回、当社における従業員が、妊娠・出産のため離職することとなりました。当社では、離職する前に育児休業を取得することができますが、このような場合でも、育児休業給付を受けることはできますか。

A. できません。

育児休業給付は、育児休業取得後の職場復帰を前提とした給付金です。

このため、育児休業の当初からすでに離職を予定しているのであれば、育児休業給付の支給対象とはなりません。

Q2 同一の子について夫婦が同時に育児休業を取得した場合は、双方が育児休業給付を受給することは可能ですか。

A. それぞれ、要件を満たせば可能です。

Q3 育児休業中の雇用保険料の支払いはどうなりますか。

A. 事業主から賃金が支払われた場合は、雇用保険料の負担が必要です。

なお、育児休業期間中は、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の保険料について本人及び事業主負担分が免除されます。詳しくは、最寄の年金事務所にお問い合わせください。

Q4 育児休業給付は課税対象となりますか。

A. 課税の対象となりません。

Q5 受給中の就労について

育児休業受給中に、会社から「今は繁忙期のため、3日間でもいいので応援で来てもらえないか。」と依頼されました。

このような場合でも、育児休業給付金は受給できますか。

A. その就労が、臨時・一時的であって、就労後はもとの育児休業に戻ることが明らかであれば、職場復帰とはせず、休業中の臨時・一時的就労として、支給要件を満たせば支給対象となります。また、この場合、支給申請時には支給申請書の「就業日数」欄等への記入を必ず行ってください。

なお、支給単位期間において、就業していると認められる日数が10日以下等であることが必要です。（5頁の②③）

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

資料

産後休業後の育児休業開始日早見表

1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月	
出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日
1	2/27	1	* 3/30	1	4/27	1	5/28	1	6/27	1	7/28
2	2/28	2	* 3/31	2	4/28	2	5/29	2	6/28	2	7/29
3	* 3/1	3	* 4/1	3	4/29	3	5/30	3	6/29	3	7/30
4	* 3/2	4	* 4/2	4	4/30	4	5/31	4	6/30	4	7/31
5	* 3/3	5	* 4/3	5	5/1	5	6/1	5	7/1	5	8/1
6	* 3/4	6	* 4/4	6	5/2	6	6/2	6	7/2	6	8/2
7	* 3/5	7	* 4/5	7	5/3	7	6/3	7	7/3	7	8/3
8	* 3/6	8	* 4/6	8	5/4	8	6/4	8	7/4	8	8/4
9	* 3/7	9	* 4/7	9	5/5	9	6/5	9	7/5	9	8/5
10	* 3/8	10	* 4/8	10	5/6	10	6/6	10	7/6	10	8/6
11	* 3/9	11	* 4/9	11	5/7	11	6/7	11	7/7	11	8/7
12	* 3/10	12	* 4/10	12	5/8	12	6/8	12	7/8	12	8/8
13	* 3/11	13	* 4/11	13	5/9	13	6/9	13	7/9	13	8/9
14	* 3/12	14	* 4/12	14	5/10	14	6/10	14	7/10	14	8/10
15	* 3/13	15	* 4/13	15	5/11	15	6/11	15	7/11	15	8/11
16	* 3/14	16	* 4/14	16	5/12	16	6/12	16	7/12	16	8/12
17	* 3/15	17	* 4/15	17	5/13	17	6/13	17	7/13	17	8/13
18	* 3/16	18	* 4/16	18	5/14	18	6/14	18	7/14	18	8/14
19	* 3/17	19	* 4/17	19	5/15	19	6/15	19	7/15	19	8/15
20	* 3/18	20	* 4/18	20	5/16	20	6/16	20	7/16	20	8/16
21	* 3/19	21	* 4/19	21	5/17	21	6/17	21	7/17	21	8/17
22	* 3/20	22	* 4/20	22	5/18	22	6/18	22	7/18	22	8/18
23	* 3/21	23	* 4/21	23	5/19	23	6/19	23	7/19	23	8/19
24	* 3/22	24	* 4/22	24	5/20	24	6/20	24	7/20	24	8/20
25	* 3/23	25	* 4/23	25	5/21	25	6/21	25	7/21	25	8/21
26	* 3/24	26	* 4/24	26	5/22	26	6/22	26	7/22	26	8/22
27	* 3/25	27	* 4/25	27	5/23	27	6/23	27	7/23	27	8/23
28	* 3/26	28	* 4/26	28	5/24	28	6/24	28	7/24	28	8/24
29	* 3/27	29	4/26	29	5/25	29	6/25	29	7/25	29	8/25
30	* 3/28			30	5/26	30	6/26	30	7/26	30	8/26
31	* 3/29			31	5/27			31	7/27		

7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月	
出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日	出産日	休業開始日
1	8/27	1	9/27	1	10/28	1	11/27	1	12/28	1	1/27
2	8/28	2	9/28	2	10/29	2	11/28	2	12/29	2	1/28
3	8/29	3	9/29	3	10/30	3	11/29	3	12/30	3	1/29
4	8/30	4	9/30	4	10/31	4	11/30	4	12/31	4	1/30
5	8/31	5	10/1	5	11/1	5	12/1	5	1/1	5	1/31
6	9/1	6	10/2	6	11/2	6	12/2	6	1/2	6	2/1
7	9/2	7	10/3	7	11/3	7	12/3	7	1/3	7	2/2
8	9/3	8	10/4	8	11/4	8	12/4	8	1/4	8	2/3
9	9/4	9	10/5	9	11/5	9	12/5	9	1/5	9	2/4
10	9/5	10	10/6	10	11/6	10	12/6	10	1/6	10	2/5
11	9/6	11	10/7	11	11/7	11	12/7	11	1/7	11	2/6
12	9/7	12	10/8	12	11/8	12	12/8	12	1/8	12	2/7
13	9/8	13	10/9	13	11/9	13	12/9	13	1/9	13	2/8
14	9/9	14	10/10	14	11/10	14	12/10	14	1/10	14	2/9
15	9/10	15	10/11	15	11/11	15	12/11	15	1/11	15	2/10
16	9/11	16	10/12	16	11/12	16	12/12	16	1/12	16	2/11
17	9/12	17	10/13	17	11/13	17	12/13	17	1/13	17	2/12
18	9/13	18	10/14	18	11/14	18	12/14	18	1/14	18	2/13
19	9/14	19	10/15	19	11/15	19	12/15	19	1/15	19	2/14
20	9/15	20	10/16	20	11/16	20	12/16	20	1/16	20	2/15
21	9/16	21	10/17	21	11/17	21	12/17	21	1/17	21	2/16
22	9/17	22	10/18	22	11/18	22	12/18	22	1/18	22	2/17
23	9/18	23	10/19	23	11/19	23	12/19	23	1/19	23	2/18
24	9/19	24	10/20	24	11/20	24	12/20	24	1/20	24	2/19
25	9/20	25	10/21	25	11/21	25	12/21	25	1/21	25	2/20
26	9/21	26	10/22	26	11/22	26	12/22	26	1/22	26	2/21
27	9/22	27	10/23	27	11/23	27	12/23	27	1/23	27	2/22
28	9/23	28	10/24	28	11/24	28	12/24	28	1/24	28	2/23
29	9/24	29	10/25	29	11/25	29	12/25	29	1/25	29	2/24
30	9/25	30	10/26	30	11/26	30	12/26	30	1/26	30	2/25
31	9/26	31	10/27			31	12/27			31	2/26

※閏年は1日減とする。

県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク盛岡	〒020-0885 盛岡市紺屋町7-26	019 (624) 8906 (雇用保険適用課直通)
ハローワーク沼宮内	〒028-4301 岩手郡岩手町沼宮内7-11-3	0195 (62) 2139
ハローワーク釜石	〒026-0043 釜石市新町6-55	0193 (23) 8609
ハローワーク遠野	〒028-0524 遠野市新町2-7	0198 (62) 2842
ハローワーク宮古	〒027-0038 宮古市小山田1-1-1 (宮古合同庁舎1F)	0193 (63) 8609
ハローワーク花巻	〒025-0076 花巻市城内9-27 (花巻合同庁舎1F)	0198 (23) 5118
ハローワーク一関	〒021-0026 一関市山目字前田13-3	0191 (23) 4135
ハローワーク水沢	〒023-8502 奥州市水沢東中通り1-5-35	0197 (24) 8609
ハローワーク北上	〒024-0091 北上市大曲町5-17	0197 (63) 3314
ハローワーク大船渡	〒022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢17-3 (大船渡合同庁舎1F)	0192 (27) 4165
ハローワーク二戸	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-1 (二戸合同庁舎1F)	0195 (23) 3341
ハローワーク久慈	〒028-0051 久慈市川崎町2-15	0194 (53) 3374